

相・続・通・信 第47号



相続手続支援センター®

令和2年7月

HP も是非ご覧ください！

相続手続 長野

検索

「相続手続」「長野」で検索！



長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

松本駅前店

〒390-0816

長野県松本市中条 1-14

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アグ・ゾ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

遺言安心サポート契約

サービス開始のお知らせ

6/11 より関東甲信越は梅雨入りとなりました。すっきりとしない毎日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。この時期は蒸し暑かったり、反対に肌寒かったりと、体調管理が大変な時期ですね。お体に気を付けて、またコロナ対策も忘れずに、毎日をお過ごしください。

さて、相続手続支援センターではこの度、お客様の遺言書作成にあたり、作成のお手伝いのみならず、遺言書の保管、遺言の執行まで、安心してお任せいただける「遺言安心サポート契約」のサービスを開始いたしました。

NARUSAKO aff GROUP

遺言安心サポート契約のご案内



これから遺言書の作成をお考えの方におかれましては、こちらのパンフレットをご覧ください。遺言書の作成のこと、作成後の遺言書の保管のこと、相続が開始した後のこと（遺言執行）等をご検討の上、作成に向けて行動に移していただけたらと思います。

また、既に遺言書の作成をされた方につきましては、作成した遺言書が今のご自身やご家族にとって最適な内容となっているかどうかの見直しをお願いします。渡したい財産の増減がないかどうか、渡したい方の変更がないかどうか見直しのポイントになります。ご心配がある場合には、弊センターまでご連絡を下さい。

遺言の預かりサポートサービスは、常時受付しております。ご興味のある方は、まずはパンフレットをご覧ください。お気軽にお声がけください。

遺言書作成をお考えのお客様へ

「つなぐ」

『終活』という言葉が知られるようになりました。実際に終活を実現しようと行動に移す方が増えています。身の回りの整理、財産の整理から始まり、ご自身の介護のこと、ご自身のお葬式のことまで、最後まで自分のことを自分で決め、家族に迷惑をかけずに最期を迎えたい。そのようなお考えになる方が多くいらっしゃいます。その『終活』。ご自身が大切に守ってきた財産を、ご自身が大切にしている方へつなぐことができ完成します。

弊社の『遺言安心サポート契約』は、お客様の大切な財産を大切に方につなぐためのお手伝いをするために生まれました。お客様の遺言作成サポート、遺言書の保管、万が一の時には、お客様のご希望の通りに財産を大切な方にお渡しをするお手続きを行います。

パンフレット抜粋

～相続の現場から～

頻発する財産管理の 困った！について



相続のお手続きやご相談を承る中、「親が認知症になってしまい、銀行口座が凍結された。」というお話を伺う事が増えてきました。これは相続手続きに見えた方でも、生前対策をお考えの方の中にもいらっしゃいます。ひと昔前は親に何かがあった時は、子供が親の資産から介護・生活費を管理をするという事がよくありました。ところが、法改正や個人情報保護の観点から、現在では法的に有効な制度を利用しないことには、子供であっても親の財産を管理することはできなくなってきています。

今までは、そのような時には「成年後見人」という制度を利用し、親の財産を管理してきました。しかし、成年後見制度には「希望していた家族が後見人になれなかった」「専門家の報酬が高額で、財産を守るつもりが目減りしている」「終了のタイミングが選べない」等デメリットも多く、実際に利用するとご家族様やご本人様の希望と違ってしまった...という事がままあります。

そのような場合に、近年注目されているのが「家族信託」という制度です。平成 19 年の法改正により利用できるようになった「家族信託」ですが、契約の内容を自由に設定することができ、生前対策の一手段として年々世間に浸透しています。自分で契約内容を設定できる為、後見制度や遺言制度では叶わない個人の希望を柔軟に叶えることが可能です。家族信託とは、簡単にいうと、「私」の財産を「あなた」に託します。だから「私の財産の管理・運用・処分」の事をお願いします、という制度です。利用にはいろいろな事例がありますが、ご自身の意思表示ができるうちに契約を結ぶことが重要です。将来の金銭管理を任せたい方が決まっている場合、是非お元気なうちに信託契約を結んで頂ければと思います。当センターでは家族信託についてのご相談を随時承っております。ご心配、ご相談がございましたら、お気軽にお問合せください。

相続“豆”知識

法務局にて自筆証書遺言の保管が始まります！

令和 2 年 7 月 10 日より法務局にて自筆証書遺言の保管制度が始まります。

「自筆証書遺言」とは遺言者が自筆で書く遺言書の事です。自筆証書遺言はいつでもどこでも作成できる遺言書ですが、その紛失や隠匿の恐れや、またそれらの問題により相続の紛争が起こる恐れがありました。そういった問題点への対応策としての制度が今回の法務局という公的機関で遺言書を保管する、というものです。

遺言者が自筆で遺言書を作成し法務局での保管をご希望される場合、ご本人が法務局へ出向き保管の申請をします。ちなみに申請には本人出頭義務がありますので、ご本人が病気などで出頭できない場合はこの制度をご利用いただく事は出来ません。

また保管所で保管されている遺言書の閲覧は遺言者本人であればいつでも自由に閲覧申請が出来ます。遺言者以外には閲覧はもちろん、遺言書が預けられているかどうかの確認もする事が出来ないので安心して保管する事が出来ます。遺言者が亡くなった後は、相続人等は保管されている遺言書の内容の証明書を取得する事が出来ます。相続人の一人に証明書の交付をしたり遺言書の閲覧をさせた場合、他の相続人に遺言書が保管されている事を通知しますので、検認の手続が不要となります。

ただ法務局では単純な形式上の不備以外の、遺言書の有効性を判断することはないので、保管申請をして保管されていた遺言書が実は無効なものだった、という事もありますので注意が必要です。確実に有効なものをご希望でしたら遺言書を公正証書にする「公正証書遺言」がお勧めです。